

令和 7 年度 東京都立鹿本学園いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 全ての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) いじめに関する理解を深め、いじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- (3) いじめ防止に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組む。
- (4) 学校、地域住民、家庭その他の関係者の下、社会全体でいじめ問題を克服することを目指す。

2 学校及び教職員の責務

いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するために学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～
- 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～
- 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～
- 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

ウ 会議

毎週月曜日（企画調整会議内「いじめや体罰の報告案件」の設定）

エ 委員構成

校長 経営企画室課（室）長 副校長 主幹教諭 養護教諭
（企画調整会議メンバー）

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題の複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合には、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議

- 学校が行ういじめ防止等のための対策への支援
- 第三者機関の専門家チームとして、当事者間の関係の調整及び解決
- 学校において重大事態が発生した場合における事実関係を明確にするための調査

ウ 会議

年間 2 回程度の例会を実施するが、重大事態への対応が必要な事例が生じた場合は適宜適切に実施する。

エ 委員構成

校長 経営企画室課（室）長 副校長 主幹教諭 養護教諭 保護者（PTA 会長等） 児童相談所児童福祉司 警察職員

4 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

- ア 学級担任は、問題を抱えていると疑われる子供にいち早く気付くために、日頃から学級であいさつの取り組みや会話を通してコミュニケーションを意図的に図る。
- イ いじめに関する授業を総合的な学習の時間等において、年間 3 回以上実施する。
- ウ 生徒会を中心としていじめについて学び、主体的に考え、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- エ 道德教育及び人権教育、読書活動・体験活動等の推進を目指した校内研修を充実させ教職員の資質の向上に努める。
- オ 家庭訪問、個別面談、学校だより、学年通信等を通じた家庭との緊密な連携、協力体制を構築させる。

（2）早期発見のための取組

- ア 年 3 回（6 月、11 月、2 月）「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめおよび不登校に関する調査」を実施する。
- イ 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、養護教諭に気軽に相談できる環境をつくる。
- ウ アンケートの結果に基づき、担任による児童・生徒との面談を実施する。
- エ 全教職員による複層的な視点から、変化をいち早くとらえるための校内巡回等を行う。
- オ 「いじめ発見のチェックシート」を活用した教職員全体によるいじめに関する情報を共有する。

（3）早期対応のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担を明確化する。
- イ 複数の教職員による毎日の言葉かけや心理的ストレスを軽減するために、学習グループや学習場所等の配慮を行う。
- ウ 必要に応じて、加害の子供の保護者にもいじめをやめさせるように指導を行う。さらに、状況に応じてスクールサポーターやスクールカウンセラー等を活用して、加

害の子供への指導の充実を図る。

- エ 勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや積極的な言葉かけ等を通じて、いじめを伝えた子供の安全を確保するための取り組みを徹底して行う。
- オ P T Aの活用を含めた保護者・地域と連携し、保護者会を速やかに開催し積極的に情報提供を図り、必要に応じて協力を依頼する。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害の子供の自殺等の最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する他、朝・夕2回以上情報共有を必ず実施する。
- イ 被害の子供が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の子供について、被害の子供が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- ウ 子供の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所や福祉機関に速やかに通報する。また、精神疾患等が疑われる場合には、専門的見地からの助言を踏まえつつ、医療機関と相談を行う。
- エ 所管教育委員会と連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明を行う。
- オ 間断なく子供を見守るために、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を依頼する。

5 教職員研修計画

- (1) 6月、11月、2月の「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめおよび不登校に関する調査」に合わせて、いじめという問題に対する認識や取り組み姿勢、日頃の取り組みについて、改めて自己点検を行った後、集計結果を提示し、教職員全員が共通の認識がもてるようにする。
- (2) 所管教育委員会が実施する研修（課題別研修、10年経験者、主幹教諭対象の研修や管理職に対する危機管理研修）を受け、長期休業中等に全教職員へ周知する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会、学校ホームページを活用して日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
- (2) P T Aの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の大人による子供の登下校時の見守りなど、地域人材を積

極的に活用する。

- (2) 子供の家庭に児童虐待等があると疑われる場合は、児童相談所や福祉事務所等に速やかに通報する。精神疾患等が疑われる場合には、学校医等の専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。
- (3) 被害の子供に対する暴力や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の子供を守るとともに周囲の子供に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。警察への通報等に関する学校の考え方について、年度当初に保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校の評価を行う場合においていじめ防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。
- (2) 学校運営連絡協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、具体的な改善策を構築する。
- (3) 学校評価において、いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると求められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。